

～消費者注意情報～

振り袖販売・レンタル事業者の店舗閉鎖について
～「はれのひ株式会社」と契約した方へ～

更新 平成30年1月31日

更新 平成30年1月29日

更新 平成30年1月18日

更新 平成30年1月12日

更新 平成30年1月10日

平成30年1月9日

○ 「はれのひ株式会社破産手続きの開始について」(1月29日追加)

はれのひ株式会社の破産手続きの開始に伴い、破産管財人が決定しました。

■ はれのひ株式会社破産管財人室

住所：神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館3階 多摩川法律事務所内

電話番号(4回線)：044-544-8558 044-544-8566 044-544-8570 044-544-8586

受付時間：月曜日から金曜日(祭日除く)10時から16時まで。

なお、破産申立代理人によると、債権者には破産管財人就任通知書 <http://www.breeze.gr.jp/dl/rl20180126.pdf> が送付される予定とのことです。

また、持込ないし買取して全額支払い済みの着物の返却に関しても、破産管財人より着物返還等のご連絡 <http://www.breeze.gr.jp/dl/rl20180129.pdf> が送付される予定とのことです。(1月31日追加)

○ 「はれのひ株式会社」(本部・横浜市中区)の店舗が突然閉鎖し、ホームページ及び連絡先の電話番号もつながらない状態となっています。

東京都消費生活総合センターでは、本件についての相談を受け付けております。下記、電話番号に御連絡ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

○ 八王子市消費生活センター(相談電話 042-631-5455)へのご相談は、以下のページをご覧ください。(1月26日更新)

■八王子市HP

『振り袖業者「はれのひ」被害者の特別相談対応窓口の日程について』

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/contents/kouhou/005/006/p014437_d/fil/0126haretokutedu.pdf

○ 被害者へのアドバイス

- 1 領収書や申込書、事業者からのお知らせの手紙など、証拠となるものは保管しておいてください。
- 2 クレジット払いの場合は、クレジット会社に状況について一報を入れてください。

○ 被害救済を装った二次被害に注意 (1月12日追加)

今回のような社会的に影響の大きい事件があると、「被害救済」を名目とした義援金詐欺や不審な勧誘などの悪質行為が多く発生します。不審なことがあれば、すぐに、最寄りの消費生活センターや警察に相談してください。

○ 今後、着物等のレンタル契約を行うにあたって注意すべきポイントについては、国民生活センターのHPを参考にしてください。

■国民生活センターHP

「成人式の晴れ着レンタル。契約の際に注意すべきポイントは？（平成29年1月30日）」

http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2016_31.html

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honjin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。